

令和 3 (2021) 年度科学研究費助成事業における交付条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）」の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

旧	新
(略)	(略)
1 申請資格等の確認	1 申請資格等の確認
(略)	(略)
1-4 交付申請に当たっては、以下の点について確認すること。	1-4 交付申請に当たっては、以下の点について確認すること。
(略)	(略)
④ 交付申請書に記載された研究代表者が、「海外特別研究員事業」に採用（採用内定を含む。）されている者等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されている者でないこと。	④ 交付申請書に記載された研究代表者が、「海外特別研究員事業」又は「 <u>特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）事業</u> 」に採用（採用内定を含む。）されている者等、国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業において、研究費の交付を伴い、長期間にわたる海外渡航や海外での研究遂行が予定されている者でないこと。
(略)	(略)